令和７年第３回南関町議会定例会（第３号）

令和７年６月６日
午前10時00分開議
於　　議　　場

１．議事日程

開会宣告

日程第１　報告第１号　繰越明許費の繰越報告について
（令和６年度南関町一般会計予算）

日程第２　報告第２号　事故繰越しの繰越報告について
（令和６年度南関町一般会計予算）

日程第３　議案第３０号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議案第３１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議案第３２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第９号））

日程第６　議案第３３号　南関町交流拠点施設〈ｕｋａｒａ〉の設置及び管理等に関する条例の制定について

日程第７　議案第３４号　南関町監査委員に関する条例及び南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第３５号　南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第３６号　南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第３７号　令和７年度南関町一般会計補正予算（第１号）について

日程第１１　議案第３８号　令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第１２　発議第１号　南関町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について議事日程の報告

追加日程第１　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第２　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第３　議員派遣の件について

追加日程第４　閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第５　閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第６　閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第７　閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番　福　山　美　佳　君	２番　伊　藤　博　長　君
３番　矢　野　修　一　君	４番　西　田　恵　介　君
５番　北　原　浩一郎　君	６番　中　村　正　雄　君
７番　杉　村　博　明　君	８番　井　下　忠　俊　君
９番　境　田　敏　高　君	10番　山　口　純　子　君
11番　立　山　比呂志　君	12番　立　山　秀　喜　君

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（１２名）

町　　長　佐　藤　安　彦　君	副　町　長　坂　田　浩　之　君
教　育　長　永　杉　尚　久　君	総　務　課　長　嶋　永　健　一　君
税務住民課長　福　山　光　明　君	まちづくり課長　田　代　由　紀　君
福　祉　課　長　多田隈　志　保　君	健康推進課長　猿　渡　隆　史　君
経　済　課　長　武　田　信　幸　君	建　設　課　長　田　口　明　君
教　育　課　長　城　野　和　則　君	会計管理者　田　中　龍　城　君

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長　武　田　博　君	議会事務局係長　山　下　飛　鳥　君

開議　午前10時00分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１、報告第１号、繰越明許費の繰越報告について（令和５年度南関町一般会計予算）を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２、報告第２号、事故繰越しの繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第３、議案第３０号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例の一部を改正する条例）を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３０号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第４、議案第３１号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって議案第３１号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第５、議案第３２号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和６年度南関町一般会計補正予算(第９号)）を議題にします。本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって議案第３２号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第６、議案第３３号 南関町交流拠点施設〈ｕｋａｒａ〉の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、南関町交流拠点施設〈ｕｋａｒａ〉の設置及び管理等に関する条例

の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第７　議案第３４号 南関町監査委員に関する条例及び南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第７　議案第３４号 南関町監査委員に関する条例及び南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第８　議案第３５号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第９　議案第３６号 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１０、議案第３７号 令和７年度南関町一般会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号 令和７年度南関町一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１１ 議案第３８号 令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号 令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１２　発議第１号　南関町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、発議第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１号、南関町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　お諮りします。ただいま町長ほかから、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、７件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第７として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど７件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

職員に表示させますので、しばらくお待ちください。

［　議題表示　］

○議長（立山秀喜君）　不備はありませんか。

［　「不備なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　不備なしと認めます。

追加議案名を議会事務局長に朗読させますので、確認してください。議会事務局長。

○議会事務局長（武田博君）　追加日程を申し上げます。

追加日程第１　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第２　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第３　議員派遣の件について
追加日程第４　閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
追加日程第５　閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
追加日程第６　閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
追加日程第７　閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上でございます。

○町長（佐藤安彦君）　皆様改めましておはようございます。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、南関町大字久重５４６番地１、氏名、堀賢司、生年月日、昭和３０年1月２２日生まれでございます。

人権擁護委員法第６条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、その市町村の議会の意見を聞いて、法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村が推薦することとなっております。任期は３年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和７年９月３０日をもって満了となりますので、引き続き堀賢司氏を委員に推薦したく、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。なお任期は９月末までありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで３か月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

堀氏は昭和４８年３月熊本県立南関高等学校を卒業され、翌年の昭和４９年４月から、南関町役場に入庁されました。町民課をはじめとして、農業委員会事務局、福祉生活課、総務課、企画振興課、建設課などと様々な分野において、４１年間務められ、この間、建設課長、総務課長など要職も経験されており、平成２７年３月に定年退職されております。退職後は平成２８年１２月より南関町民生委員、児童委員を３年間務められ、熊本県知事より感謝状を授与されております。

このように、堀氏は、行政事務において様々な方と接し、また民生委員、児童委員活動においても、地域住民の方々の相談、特に高齢者世帯の問題解決に御尽力され、人を尊重することができる方で、人柄は温厚誠実、穏やかで人格識見ともすぐれ、人権擁護委員に適任でございますので、今回、人権擁護委員として引き続き堀賢司氏を推薦したいので同意をお願い申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

次に、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、南関町大字豊永２０００番地２、氏名、宮崎みどり、生年月日、昭和３８年４月７日生まれでございます。

人権擁護委員法第６条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村が推薦することとなっております。任期は３年でございます。

現在の人権擁護委員の山下美紀氏が、令和７年９月３０日をもって任期満了となられますので、新たに宮崎みどり氏を人権擁護委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。なお前任者の任期は９月末でありますが、議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで３か月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

宮崎氏は、昭和５８年３月に熊本県立保育大学を卒業後、同年４月に、社会福祉法人慈愛園シオン保育所に就職されました。その後、平成８年４月に南関町職員として採用され、第一保

育園、第四保育園、経済課、福祉課、総務課などを経て、令和４年３月に退職されるまで２６年間、町職員として貢献頂きました。また、保育関係や福祉関係などを通じて、子どもから高齢者の方々と多く携わって来られ、人と接することが好きなこともあり、地域住民からの相談や問題解決などにも積極的に関わりを持ち、助言なども行って来られました。このように、宮崎氏の人柄は温厚誠実、人格、識見ともにすぐれ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に理解があり、人権擁護委員に適任な方ですので、人権擁護委員として推薦したく、同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、これから、諮問第１号を採決します。採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

［　賛成者起立　］

○議長（立山秀喜君）　全員起立です。

したがって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第２、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき提案理由の説明は終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、諮問第２号を採決します。採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

［　賛成者起立　］

○議長（立山秀喜君）　全員起立です。

したがって、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第３、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長にご一任頂きたいと思います。

ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第４、閉会中の継続調査についてを議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第５、閉会中の継続調査の件についてを議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第６、閉会中の継続調査の件についてを議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　追加日程第７、閉会中の継続調査の件についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、会議規則第４５条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和７年第３回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

――――――――○――――――――

閉会　午前１０時２７分